

改 正 案	現 行
建築基準法第二十二三条に規定する外壁の構造に関する構造方法を定める件 平成十二年。月。日 建設省告示第。号 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十二三条の規定に基づき、同条に規定する外壁の構造に関する構造方法を、次の各号のとおり定める。 外壁で、建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後二十分間以上構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じず、かつ、建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後二十分間以上可燃物燃焼温度以上に上昇しないものの構造方法にあつては、次の各号に掲げるものとする。 一 耐火構造（耐力壁であるものに限る。）に関する構造方法として建設大臣が定めたもの 二 当該構造方法を用いた構造が耐火構造であるものとして建設大臣の認定を受けたもの 三 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百十五条の二の二第一項に規定する構造に関する構造方法として建設大臣が定めたもの 四 当該構造方法を用いた構造が令第百十五条の二の二第一項に規定する構造であるものとして建設大臣の認定を受けたもの 五 準耐火構造（耐力壁であるものに限る。）に関する構造方法として建設大	

臣が定めたもの 六 当該構造方法を用いた構造が準耐火構造であるものとして建設大臣の認定を受けたもの 七 防火構造に関する構造方法として建設大臣が定めたもの 六 当該構造方法を用いた構造が防火構造であるものとして建設大臣の認定を受けたもの 八 間柱及び下地が不燃材料で造られたもので、屋内側に厚さ九・五ミリメートル以上のせつこつボードを張るか、又は厚さ七十五ミリメートル以上のグラスウール若しくはロックウールを充填した上に厚さ四ミリメートル以上の合板を張ったもので屋外側が次のイからくまでの一に該当するもの イ 土塗壁（裏返塗りをしないものを含む。以下同じ。） ロ 下地を準不燃材料で造り、表面に亜鉛鉄板を張ったもの ハ 厚さ三・一ミリメートル以上の石綿スレートを表面に張ったもの ニ 石膏ボード又は木毛セメント板（準不燃材料であるもので、表面を防水処理したものに限る。）を表面に張ったもの ホ アルミニウム板張りペーパーハニカム芯（パネルハブ）パネル く 土塗壁に下見板を張ったもの 附 則 この告示は、平成十二年。月。日から施行する。	
---	--